

ナント・キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）および、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預金提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当行所定の取引をする場合

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳（預金提携先の預金機を使用する場合はカード）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨（預金提携先の預金機を使用する場合は預金提携先所定の種類の紙幣）に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行および預金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。

（書面その他の当行所定の方法により個別に限度額を登録された場合は、登録金額の範囲内とします。）

- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記5.(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

4.（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5.（自動機利用手数料等）

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、当行および預金提携先、支払提携先または振込提携先所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れ時、払戻し時または振込時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、払戻しまたは振込資金の払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預金提携先、支払提携先または振込提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6.（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- (1) 代理人（原則として本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名および暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、預金提携先の窓口では、この取扱いはできません。

- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。

また、支払機の停止の原因がオンライン機器、設備等の障害による場合には当行の窓口においても一時的にこの取扱いをしないことがあります。

- (3) 前(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額等当行所定の事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。

この場合、写真付公的確認書類（運転免許証、パスポート等）のご提示をお願いすることがあります。

- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前(2)(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で利用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求時に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払

戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前(1)(2)の規定は、前(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが

盗難にあった場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
- (2) 暗証番号の変更は、前(1)によるほか、当行の預金機・支払機（支払専用機を除きます。）・振込機を使用して随時行うことができます。この場合には、預金機・支払機・振込機の画面表示の操作手順に従って、カードを挿入し、現在の暗証番号、および新しい暗証番号を正確に入力してください。代理人のカードについても、代理人により同様に変更を行うことができます。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却していただくか、そのカードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定、総合口座取引規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。

この場合、当行から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当行の窓口において当行所定の本人確認書類等の提示をうけて、当行が本人と確認できた場合には、停止を解除します。

① 後記 16. に定める規定に違反した場合

② 普通預金規定または貯蓄預金規定または総合口座取引規定により、預金口座の預金取引が停止された場合

③ 預金口座に関し、最終の預入または払戻から当行が別途表示する一定期間が経過した場合

④ カードが偽造・盗難・紛失等により、不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、および振込規定により取扱います。

以上